

津幡町告示第 22 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を次のように認定する。

なお、その関係図面は、令和 8 年 3 月 12 日から令和 8 年 3 月 25 日まで津幡町役場において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 12 日

石川県津幡町長 矢田 富郎

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	摘 要
		終 点		
1	太田90号線	太田ほ122番地先から	太田ほの部	舗装済
		太田ほ127番1地先まで		